

大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和6年度 第1回定例会議 議事概要

- 1 開催日時 令和6年9月3日（火）午後1時25分から午後3時15分まで
- 2 場 所 大阪赤十字会館4階 401会議室
- 3 出席委員 5名
- 4 審議対象期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- 5 会議の概要 令和5年度第2回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。
 審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。
 また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数664件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
測量・建設コンサルタント等業務	予定価格100万円を超えるもの
委託役務業務	予定価格100万円（物件の借入れについては80万円）を超えるもの
物品購入	予定価格160万円を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。
- 7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

【抽出事案一覧】

入札方式等		案 件 名	契約金額(円)
建設工事	総合評価 一般競争 入札	大阪府貝塚警察署新築工事	2,288,000,000
委託役務	随意契約	マイド・ア・おおさか構築・運營業務	268,660,000
物品購入	一般競争 入札	折り椅子ほか244件の購入	178,598,200

《令和6年度 第1回定例会議抽出事案 質疑応答要旨》

【大阪府貝塚警察署新築工事】	
委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>第1回目入札で3者が応札したものの、全者が予定価格を超過し、第2回目入札ではそのうち1者の応札しかなかったが、予定価格が物価高騰等に追いついていないということはないか。</p> <p>実際の契約において、その後の物価上昇等により契約金額が不適当となった場合、どのように対応しているのか。</p> <p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>予定価格を算定する際は、予算額に応じて設定しており、建設工事の予算要求時に、発注時の物価や労務費の上昇を見込んでいるものの、最近では急激に高騰していると認識。また、発注時は、公告月の直近の刊行物単価を採用するなど、できるだけ実勢価格を反映している。受注者の工事費内訳書を確認すると、資材や労務費等の直接工事費は確保しながら、経費面を抑えて2回目の応札をしている。現在、施工中であるが、品質確保に向けて取り組んでいく。</p> <p>急激な物価上昇等があった場合は、契約書のインフレスライド条項を適用し、所定の手続きによって契約変更を行っている。インフレスライド制度は入札金額をもとに算定するのではなく、予め定められた労務単価等を基準としているため、これに外れて非常に高く請求することはできない。</p> <p>府が積算を行う際、刊行物単価を割増しすることは難しいが、直接工事費の鉄骨材料単価等については、参考見積もりを徴取し、府の積算と乖離が大きいと認められる場合は見積もりを採用するなど、実勢価格を見極める工夫をしていきたい。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本事案は、当初の入札で応札した3者全てが予定価格を超過したが、再入札において1者が応札し、落札に至ったものである。近年の物価高騰や労務費が上昇している状況では、これらの上昇を見込んだ予定価格の算定は難しい面が多いと思われるが、適正な予定価格が算定されず入札不調となった場合、再度の入札実施などにより適正な施工期間が確保されないことや施工期間の延長などにより事業コストの上昇を招くだけでなく、再度の入札実施に係る府の事務コストも増となる。これらは、受発注者双方が得られるメリットはなく、コスト増のみならずリスク要因となるものである。入札の透明性や公平性の確保の観点から、積算基準による予定価格の算定は必要かつ有効なものであるが、経済情勢に合わせた適正な予定価格となるよう、積算に当たっては、より実勢価格が反映できるよう努められたい。</p>	
【マイド・ア・おおさか構築・運營業務】	
委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>本事案は先行システムを構築した事業者と随意契約をしているが、改修等を行う場合は今後も同じ事業者へ委託することとなるのか。</p>	<p>先行システムである「大阪広域データ連携基盤 (ORDEN(オorden))」は、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。ORDENの予算措置が単年度であり、接続するシステムである本事案も大規模かつ個人情報扱う複雑な内容であるため、ORDENの受注者と随意契約を行ったものである。長期間の契約であれば、債務負担や長期継</p>

<p>開かれたシステムを作る方向性になっているとは思われるが、運用や改修を行う際は同一の事業者になりがちである。安全策だけではなく、競争性を確保した方が将来のためになると考えるがどうか。</p> <p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>続契約で発注する方法もあるが、本事案では年度ごとに予算が措置されているため、その都度、発注方法を判断している。</p> <p>データ連携基盤は都道府県に一つ設置する方針となっており、本システムのガバナンスを担保した上で構築できる事業者として ORDEN の受注者に発注した。当該事業者しか対応できないシステムとすることは問題と考えるため、今後もその点を意識して進めていきたい。</p> <p>本件業務は、市町村を含め広範に対応できるようスタートした事業であるため、ベンダーロックインのような状態にならないよう留意したい。</p>
---	---

《 講 評 》

「マイド・ア・おおさか」は、府と府内市町村における行政サービスの総合窓口となるもので、既に構築されている「大阪広域データ連携基盤（ORDEN(ワデン)）」と連携して運用されるシステムとなっている。本システムの構築に当たっては、既に契約している ORDEN の運用業務に接続して提供を受ける同種の業務として随意契約を締結したものである。先行して構築した ORDEN の構築においても、入札によらず公募型プロポーザル方式により契約を行っている。これについては、年度ごとに事業評価を行っているため、単年度予算となって入札に付す暇がないことや、実証実験用のシステム構築からスタートしたことによるものとのことである。しかしながら、本システムは府と市町村の行政サービスを統合して取り扱うことなど、多方面から注目され、大きな影響を与えるものであることから、その契約手法については多くの事業者が本システムに参加できるオープンな仕組みとすべきである。本システムは、今後、参加市町村を増やしていくこととしており、また、システムも運用主体の組織も検討していくとのことである。今後のシステム拡張やシステム更新に当たっては、透明性と公平性が確保された契約を行うとともに、参加する市町村へも情報提供などにより好影響を与えてもらいたい。検討結果等について、次回の定例会議において報告されたい。

【折り椅子ほか 244 件の購入】

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>応札が一者となった理由について、どのように考えているか。</p> <p>新設校の什器選定や配置検討等はどのように行っているのか。また、結果的には分割して発注した方が、競争性が確保されると考え</p>	<p>新設校の工事が2月末までであり、それまでは校舎に立入りができないため、3月末の履行期限までの1ヶ月間という短期間で下見をして納入しなければならないことが要因であったと考えている。</p> <p>数年前から校舎のレイアウトを考慮しながら調整を始め、学習指導面も踏まえて什器を選定し、開校1年前に入札を実施する。また、今回も厨房機器等は分けて発注したが、あまり分割するとスケールメリットが発揮できなくなるとともに、対応する職員のマンパワー</p>

<p>られるのか。</p> <p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>やコストが高むと考えられる。</p> <p>支援学校の整備は今後も続くため、短期間での納入とならないよう、スケジュールを考慮していきたい。また、結果として案件規模が大きくなったため、調達の種類やバランスも考えて分割発注も検討していきたい。</p>
---------------------------------------	--

《講 評》

本事案は、新設校の什器を調達するに当たり、教職員を含む府の職員が什器の選定や数量の確認を行ったため一括発注となったこと、新築の校舎への搬入で その期間が 1 ヶ月しかなかったことが、一者入札となった主な原因であったものと考えられる。このような量、種類が多く、搬入時期が限定されると、受注が可能な事業者が大企業に限定されることとなり、競争原理が働きにくくなるだけでなく、搬入が間に合わない物品が一つでもあれば、入札に参加できなくなるなど、府のリスク要因にもなる。本事案のような什器についての選定に当たっては、機能性や使いやすさも重要な視点の一つであると考えられるため、選定や配置などの方法を複数の専門事業者に聴取することや、配置計画の標準化を図るなど、多くの事業者が入札に参加し、適正なコストで、かつ、より良い什器を購入できるよう多角的な検討をされたい。

《令和 5 年度第 2 回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告》

【大阪府営高倉台センター住宅高層耐火住宅第 2 次撤去工事】	
委 員 意 見	担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕
<ul style="list-style-type: none"> ・本事案は、高層住宅の撤去工事における品質を確保するため総合評価方式で発注したものであるが、6 者の応札者のうち、4 者が失格基準価格未満の入札金額で失格となっており、入札結果を見ると、多くの事業者は適正な入札金額になっていないのではないかと考える。 ・今回、このような入札結果となった要因を充分精査されたい。 ・また、本事案の工法が特殊で、安価に施工可能であるならば、失格基準価格の設定を見直すとともに、低入札価格調査をより厳格に実施するなど、施工品質の確保について充分留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物の解体工事については、特殊な重機等の導入による効率的な工法もあるが、府としては多くの事業者が施工可能で一般的な工法である階上解体工法を採用している。 ・本府における高層建築物の解体工事の実例は少なく、令和 6 年度に高層建築物の解体工事案件はない。 ・本事案における府の積算内容と、入札参加者の工事費内訳書を比較・分析し検証した結果、参考見積書から単価を採用している杭引抜き工事等について乖離する傾向にあったため、この点が、失格者が多くなった要因と見込まれる。 ・今後、本事案を含めた過去の施工実績を検証し、令和 7 年度の発注に向けて、設計・積算において杭引抜き工事等の参考見積もり先を見直すなど、よりの確な実勢価格の把握に努める。